

第104号議案

中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和5年11月27日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

施設の利用料金及び使用料の限度額を改定するとともに、施設の個人使用に係る単位時間を改める必要がある。

中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例

中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例（平成27年中野区条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表1(1)の表中「6,000円」を「5,000円」に、「7,400円」を「6,200円」に、「1,000円」を「800円」に改め、同表備考中「500円」を「400円」に改める。

別表1(2)の表2時間以内の項を次のように改める。

1時間以内	一般（高校生以上）100円
-------	---------------

別表1(2)の表備考中「2時間」を「1時間」に改める。

別表2(1)アの表中「10,200円」を「8,600円」に、「1,200円」を「1,000円」に改める。

別表2(1)イの表中「2,900円」を「2,400円」に、「17,300円」を「14,500円」に改める。

別表2(2)の表2時間以内の項を削り、同表1時間以内の項を次のように改める。

1時間以内	一般（高校生以上） 100円	一般（高校生以上） 200円
		中学生以下100円

別表2(2)の表備考2中「2時間」を「1時間」に改める。

別表3(1)アの表中「21,900円」を「18,400円」に、「26,400円」を「22,200円」に、「30,500円」を「25,600円」に、「36,800円」を「30,900円」に、「23,400円」を「19,700円」に、「28,200円」を「23,700円」に、「42,300円」を「35,500円」に、「10,000円」を「8,400円」に、「11,900円」を

「10,000円」に改める。

別表3(1)イの表中「3,000円」を「2,500円」に、「20,800円」を「17,500円」に、「2,100円」を「1,800円」に改める。

別表3(1)ウの表中「910円」を「800円」に、「520円」を「400円」に、「770円」を「600円」に改める。

別表3(1)エの表中「520円」を「400円」に、「770円」を「600円」に、「260円」を「200円」に改める。

別表3(1)オの表中「520円」を「400円」に、「390円」を「300円」に改める。

別表3(2)アの表中「360円」を「300円」に、「170円」を「100円」に改める。

別表3(2)イの表2時間以内の項を削り、同表1時間以内の項中「300円」を「200円」に、「140円」を「100円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例別表1(1)の表に掲げる施設（屋外運動広場の照明設備を含む。）、同条例別表2(1)の表に掲げる施設及び同条例別表3(1)の表に掲げる施設について施行日以後に係る使用の承認を行う場合の利用料金及び使用料の限度額については、改正後の別表1(1)の表、別表2(1)の表及び別表3(1)の表の規定を適用した額とする。